

グループ補助金無利子貸付制度のご案内

(被災中小企業施設・設備整備支援事業)

えひめ産業振興財団では、平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業者の皆様が、グループ補助金を受けて施設・設備の復旧を行う場合に、長期・無利子の貸付を行うことにより、県内産業の復旧・復興を促進します。

1 貸付の対象となる方

グループ補助金の交付決定を受けた**中小企業者**
(中小機構法第2条第1項各号に掲げる中小企業者に限ります)

※税金の滞納がある方、暴力団関係者等は、貸付の対象外となります

2 貸付の対象となる物件

グループ補助金で交付決定の対象となった建物、構築物又は設備

※取得、整備後、資産計上されることが条件です。

※貸付金の交付前に、県に対しグループ補助金の財産処分承認を受ける必要があります。

※すでに支払いが完了している経費も貸付の対象となることがあります。

貸付対象施設の整備に関する費用を借入金(つなぎ資金)で調達する場合、本事業による貸付金の貸付を受けたときは、該当する借入金(つなぎ資金)を速やかに全額返済していただくこととなりますので、ご注意ください。

3 貸付金の概要

	項目	概要
①	自己負担	貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額が必要です
②	限度額	交付決定の対象となるグループ補助金の対象経費の自己資金分のうち、自己負担以外の額 ※ グループ補助金の補助対象経費に係る消費税及び地方消費税の額については、貸付対象経費に含みません。
③	償還期間	20年以内(うち据置期間3年以内)
④	償還方法	原則として口座振替による半年賦
⑤	金利	無利子
⑥	連帯保証人	法人の場合、原則として代表者(個人は原則として不要)
⑦	物的担保	抵当権(施設等の不動産)、譲渡担保(設備等の動産)
⑧	その他	貸付金の交付時期は、貸付対象物件の整備を終え、支払が終了していることを当財団が確認した後になります。 強制執行認諾約款付きの公正証書を作成します。

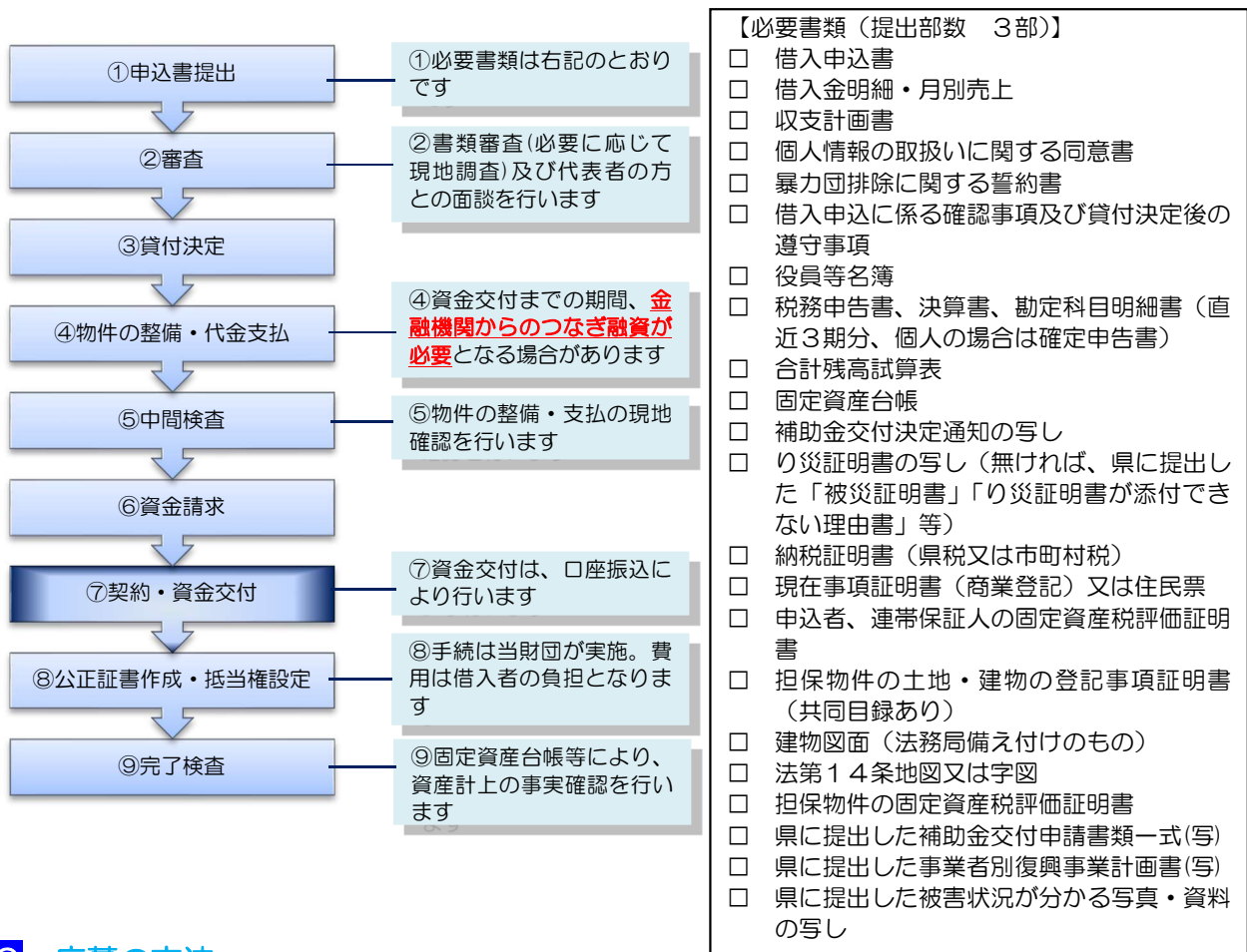
※貸付にあたっては、抵当権の設定、公正証書の作成等の経費負担が必要です。

4 審査の方法

- ① 審査方法 書面審査、現地調査、代表者との面談等の後、当財団が設置する審査委員会で審査
- ② 審査者 財団で審査後、県及び中小機構に対して協議を行います
- ③ 審査基準 償還の可能性、事業の継続性、投資内容の妥当性

※審査の結果、ご要望に沿えない場合もございます。

5 主な手続きの流れ



6 応募の方法

借入申込みは、グループ補助金の交付決定後、随時受け付けます。下記お問い合わせ先あてに、郵送又は持参によりご提出ください。

7 お問い合わせ先

公益財団法人えひめ産業振興財団 中小企業支援課
〒791-1101 愛媛県松山市久米窪田町487-2
TEL 089-968-1887
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後12時、午後1時～午後5時
HP <http://www.ehime-iinet.or.jp/>